

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 適合性審査委員会予備調査チーム設置要項

公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

(目的)

第1条 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員会設置要項（第7条第1号）に基づいて、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員会予備調査チーム（以下、「予備調査チーム」という。）を設置する。

(予備調査チームの構成等)

- 第2条 1つの中央競技団体の調査を行う予備調査チームの調査員は、2名以上5名以内とし、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員会（以下、「審査委員会」という。）委員長が委嘱する。
- 2 調査員は、弁護士、公認会計士又は学識経験者等が務めるものとする。なお、調査員のうち、少なくとも1名は弁護士とする。
 - 3 予備調査チームには当該チームの調査を取りまとめる主任調査員を置き、主任調査員は、審査委員会が指名する。
 - 4 予備調査チームは複数設置することができる。
 - 5 調査員は非公表とする。

(調査員の資格要件)

第3条 予備調査チームの調査員は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 中央競技団体をはじめとするスポーツ団体の経営に関する支援業務に豊富な実績を有する者
- (2) 中央競技団体のガバナンスを審査するうえで必要な法令及びその他関係ガイドライン等に精通している者
- (3) 当該予備調査チームが担当する審査対象団体と利害関係（当該団体の役員、職員、委員会委員、取引先等）のない者
- (4) 審査委員会の委員でない者

(任期)

第4条 調査員の任期は、委嘱日から4年後の3月末日までとする。但し、再任することを妨げない。

- 2 補欠又は増員により選定された調査員の任期は、現任者の残任期間とする。

(予備調査チームの役割)

第5条 予備調査チームの役割は、以下のとおりとする。

- (1) 審査対象団体から提出される審査書類及び証憑書類の確認並びに審査対象団体へのヒアリング
- (2) 調査結果に基づく予備調査報告書の作成及び審査委員会への報告
- (3) フォローアップに関する調査及び審査委員会への報告
- (4) その他、適合性審査実施のために必要な事項

(決議)

第6条 予備調査チームの決議は、調査員の過半数をもって決する。可否同数の場合は主任調査員がこれを決定する。

(秘密保持)

第7条 調査員は、職務上知り得た秘密を、任期中及び退任後において、法令の定め又は官公庁の命令等により開示を義務付けられた場合を除いて他に漏らしてはならない。

(要領等)

第8条 本要項に定めるもののほか、予備調査チームの運営等に関し必要な事項は、統括三団体の合意をもって別に定める。

(改 廃)

第9条 本要項の改廃は、統括三団体すべての理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

本要項は、令和2年4月28日から施行する。